

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成18年2月28日

京都市長 榎本頼兼

医療機関指定（診療所・歯科・薬局・訪問看護ステーション）

名 称	所 在 地	指定年月日
サカイ医院	中京区河原町通蛸薬師下る塩屋町327番地 三條サクラヤビル8階	平成18年1月3日
保科医院	中京区西木屋町通六角下ル山崎町258番地	平成17年12月27日
(医)うえだ医院	中京区聚楽廻り東町15番地の6	平成18年1月6日
松木皮膚科クリニック	右京区梅津上田町51番地の1	平成18年1月1日
京都市東山保健所	東山区清水五丁目130番地の6	平成13年3月5日
(医)今西ファミリー小児・矯正歯科	上京区中立売通裏門東入多門町434番地	平成18年1月1日
山田歯科医院	左京区吉田牛ノ宮町25番地の13	平成18年1月1日
中村歯科医院	左京区下鴨西高木町5番地	平成18年1月1日
やなぎ歯科医院	伏見区南部町61番地の14	平成18年1月1日
紫野ゆう薬局	北区紫野西藤ノ森町12番地の31	平成18年1月1日
京まち薬局	山科区大宅早稲ノ内町1番地	平成17年12月1日
(尙)きたはし在宅介護サービス ナースステーションきたはし	中京区押小路通新町東入頭町21番地の4	平成17年12月26日
訪問看護ステーションゆとり	右京区西京極西団子田町5番地 井上マン ション101号	平成17年12月22日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)